



農業協同組合中央会と農協金融持株会社の 問題点と解決方案¹

大真大学校法学科 教授 キム 金 ヨン 永 ギョク 均 (著)

大真大学校大学院法学科 チュ チェ フ フ グン グン 博士課程修了 崔 興 銀 (著)

東京大学大学院 農学生命科学研究科 リ リ サン サン ウク ウク 特任研究員 李 相 旭 (訳)

東京大学大学院 農学生命科学研究科 まつ まつ もと もと たけ たけ のり のり 教授 松 本 武 祝 (訳)

アブストラクト

韓国「農業協同組合法」改訂ののち、韓国農協中央会の傘下に農協経済持株会社と農協金融持株会社が分離設立された。農協金融持株会社に対しては、農協法とともに金融持株会社法も適用され、両法の原則が相互に矛盾する場合が生じる。金融持株会社法は、同一人による金融資本の所有制限、また金融資本と産業資本相互間の持分所有を制限すること（いわゆる「金産分離」）を原則とする。しかし、改訂農協法においては、これらの条項が適用されないとして、金産分離原則の例外とした。農協金融持株会社設立後の運営過程においては、兼任役員の可否およびその責任の限界性、農協名称使用料を農協金融持株会社が農協中央会に支払うことの正当性の有無など、両法の原則の矛盾に関わる問題が発生している。これらの矛盾の解決方策として、農協中央会の株式持分を本来の構成員である地域単位組合に還元しつつ、同時に市場の監視と統制を受ける方向に進んでゆく必要がある。

(キーワード) 韓国農業協同組合法 農協金融持株会社 金融持株会社法

目次

- I. はじめに
- II. 農協の構造の変遷過程と農協持株会社の出帆
 - 1. 農協構造の変遷
 - 2. 農協持株会社の出帆
- III. 農協金融持株会社の特殊性
 - 1. 農協持株会社の特殊性
 - 2. 農協中央会と農協金融持株会社の関係
- IV. 農業協同組合法と金融持株会社法の衝突
 - 1. 農協金融持株会社の法的現況と矛盾
 - 2. 農業協同組合法と金融持株会社法の衝突
 - 3. 役員兼任と責任問題
 - 4. 農協名称使用料の正当性
- V. 農協金融持株会社の改善課題
 - 1. 金融機関としての効率性の向上
 - 2. 農協金融持株会社の開放と農協の保護
- VI. 結論

¹ この論文は、김영균・최홍은「농업협동조합중앙회와 농협금융지주회사의 문제점과 해결방안」慶北大学校法学研究院『法学論攷』第44集、2013年11月、の翻訳である。

I. はじめに

2012年3月からはじまった農協金融持株会社体制は、農協改革の核心として評価されているが、同時に農協金融が克服して解決すべき宿題をかかえている。農協金融持株会社は農協中央会から分離された組織であり、農協金融の核心的役割を遂行している独立的な金融機関である。農協金融持株会社体制は出帆して間もないにもかかわらず運営上の未熟さを露呈している。これは構造自体に法理的矛盾と葛藤の素地をかかえているためである。農協金融持株会社に対する理解は、金融持株会社として活動する現在の姿と周辺状況のみならず、農協金融の変遷過程と持株会社へと変わった主な背景等とともに考察してはじめて正確にアプローチできる。

農協金融持株会社に対する視角は観察する観点によって相当異なる。互いに相反する視角の内容は次のとおりである。一つは、農協金融持株会社を既存の農協組織の枠内で理解し農協全体の組織の一部としてみる視角であり、もう一つは、金融市場で活動する一般金融機関と類似した役割を遂行する金融機関の一種として理解する視角である。前者は農協金融持株会社の現在の姿とその未来像を、従来の農協中央会の事業構造および収益構造と関連させその延長線上において理解しよう

とする姿勢である。とりわけこうした前者の姿勢は二つの点に根拠がある。第一に、思想的・理論的基礎として農業者の自主組織である農協に根をもつ農協金融持株会社が協同組合²という本来の精神を重視し維持すべきであるという考え方の点であり、第二に、従来の農協中央会の経済事業³が慢性的な赤字であったため、信用部門において得た収益を経済部門に補填することで農協の全体的な収支を合わせてきたという点である。後者の姿勢は、農協金融持株会社も金融市場の一員として金融市場に参加した以上、他の金融会社と、機能と役割において異なるものはないという点に根拠をおいている。農協金融持株会社が、かつてのように政府から有形無形の特恵を受けることは農協金融の経済力確保にも役立たないだけでなく、他の金融持株会社の反発を誘発し指弾の対象にもなりうる。農協金融持株会社はすでに規模の面で国内有数の金融持株会社とほぼ対等な水準へと成長した以上、これ以上の特恵は金融市場において許されないということである。

農協金融持株会社は持株会社ではあるがそれ自体として特異な存在であり、純粋な金融持株会社としてみるにしても諸々の面において特殊性をもっている。農協金融持株会社は、農協経済持株会社とともに農協中央会の事業部分を移管され設立された持株会社で、現在、

2 韓国では2013年は「協同組合の年」と呼ばれるほど様々な形態の協同組合が多様な分野で設立されている。従来は、各々特別法によって設立された農業協同組合をはじめとした8つの協同組合のみ存在し、そのすべてが非営利を標榜する特殊法人であった。しかし、2012年末から施行された協同組合基本法は、一定の要件を備えた者は誰でも協同組合を設立できる準則主義を採択し、協同組合の設立を大幅に簡易化した。したがって、全国各地で数多くの協同組合がすでに設立されたか、または設立を予定しているものと報道されている。協同組合基本法は、公益事業を遂行する社会的協同組合以外にも、営利を追求する協同組合を認定して協同組合の多様化をはかり、多様な協同組合の設立を誘導している。

3 経済事業分野において慢性的な赤字が発生する理由は、非収益事業が含まれており、過度な販売管理費と高い売上原価などが原因として作用しているためである（ファン・イシク／チェ・グァンソク／チョウ・ヨンウォン「農業協同組合先進化方案の研究」韓国農村経済研究院、2009、11頁）。

農協中央会が、農協金融持株会社と農協経済持株会社の両持株会社の持分100%を保有しており、また将来、農協中央会の経済事業部分がすべて農協経済持株会社に移管される場合、二つの持株会社はともに中間持株会社と類似した形態に変化することが予想される。そして、農協金融持株会社は、韓国の金融業の大原則である金産分離原則〔金融資本と産業資本の分離原則。訳者。〕の例外に該当する会社であり、また農協の名称使用料を法によって規定するほど農協中央会を保護するあまり、農協金融持株会社には不利な内容になっている。

農協金融持株会社は、農協中央会の完全子会社であるため農業協同組合法が適用されるが、他方で金融持株会社であるため金融持株会社法の適用も受ける。現在、農協金融持株会社をめぐる法理的葛藤は、主に農業協同組合法（以下「法」とする）と金融持株会社法の法理的葛藤を如何にして解決するかを集約されている。

一般に持株会社に関する論文は、主に持株会社の所有・支配構造と関連して、子会社の少数株主・債権者の保護と、持株会社の少数株主・債権者の保護に焦点を合わせている⁴。とくに純粹持株会社の場合、持株会社株主の株主権の有名無実化に備えて、いかに回復させるかについて議論している⁵。持株会社株主の保護方法として、持株会社の少数株主への子会社の会計帳簿閲覧権、子会社理事に対

する二重代表訴訟権、違法行為差止請求権を許容するなど、多様な立法的補完策がすでに提示されたことがある⁶。本論文では、大部分の持株会社がもっている一般的論争を最小化し、農協金融持株会社がもっている特殊性とその法理的葛藤を中心に議論していく。

II. 農協の構造の変遷過程と農協持株会社の出帆

1. 農協構造の変遷

農協法は、1957年2月14日制定され、同年3月1日に施行されて以来⁷、2013年3月23日に改訂されるまで実に56回にわたって改訂された。制定法では、里洞協同組合と市郡区協同組合の場合、生産・購買・販売・利用事業と共済・信用事業を（法第15条）、中央会の場合、会員の業務に関する指導、監督、監査と調停、会員の業務に関する調査、研究、普及宣伝と講演、会員の指導者と職員の養成、訓練と講習、会員の業務助成に関する共同施設、会員のための損害・相互保険とその他共済施設、会員が必要とする物資を共同で購入して加工するか、加工せずにあるいは生産して供給し、またはその購入を斡旋する業務、会員の要求によってその所有物または委託物を運搬、加工、保管、検査し、その販売を調停または斡旋する業務、各種農業協同組合間の共同事業、またはその代理業務、会員に対する補助金の交付、主務部長官が委嘱する業務・政府代行業務などの事業をしたが

4 イ・ファソン『持株会社の経営戦略』韓国学術情報（株）、2007、182-183頁。

5 キム・ゴンシク『会社法研究Ⅰ』小花、2011、422-423頁；ファン・スンヨプ「現行持株会社制度の問題点と改善方案」『サンジャンヒョプ』48号、2003、131頁。

6 イ・ドンウォン『持株会社』セチャン出版社、2001、279-286頁；ファン・グンス『持株会社の法理』韓国学術情報（株）、2006、248-254頁。

7 法律第436号、1957. 2. 14. 制定、1957. 3. 1. 施行。

(法第131条各号)、現行農協法では、教育・支援事業、農業経済事業、畜産経済事業、相互金融事業をするものの、農業経済と畜産経済に関連する事業およびその付帯事業を分離して農協経済持株会社を設立し(法第134条の2)、信用事業、共済事業など金融事業を分離して、農協金融持株会社を設立するようにした(法第134条の3)。このように農協法が改訂されたことは、農協中央会の機能において、地域農協を支援する機能から地域農協を支配する機能が強化されたことを意味する。地域農協よりは中央会中心に成長しながら、中央会が農協の中心的役割を行う事業団体となり、2011年の改訂では、中央会の傘下に持株会社をおき、持株会社の傘下に諸々の子会社をおく形態へと、農協中央会の所有・支配構造が変わった。現在、韓国の農協は、独占的超大型事業を営む巨大な農協中央会と、自立的農協として確立されていない多数の小規模地域農協が、ちょうど支配・服従の関係にある姿を呈している。こうした状況は下向式組織構造の典型的な形態と類似している⁸。このような農協構造の重層性と複雑性は、農業者の自主的協同組織である協同組合本来の価値を毀損する可能性があるのみならず、法理的に農協の所有・支配構造を歪曲する可能性もある。農業者は地域農協の出資者であるが、農協中央会から農協持株会社とその子会社までの四段階に至るまでほとんど別個の組織であり、いかなる影響力も行使しえ

ない⁹。これは、農民のための組織を標榜しながら、実際には農業者と関連のない組織として運営されていることを意味する。

農協は元来、営利行為が禁止され、組合員や会員のために最大限奉仕しなければならない(法第5条1項、3項)¹⁰。農協は持株会社とは異なり、農業者の自助的で協同的な活動がその主な目的であるため、営利追求が本来の目的とはなりえない。しかし、農業協同組合が設立した金融持株会社は必然的に収益に執着する他なく、この収益が農協中央会を通じて組合員へと還元されないならば、営利活動の禁止を規定した農業協同組合法の精神は色あせ農協の設立目的に反することになる。これが農協金融持株会社と一般の金融持株会社がその精神的基礎を異にしている理由である。現在の農業協同組合制度は、1961年の統合農業協同組合法によって総合農協の形態で組織されたもので、農協中央会と地域組合・特殊組合等がほとんど同時に設立された。農協中央会の構造と事業は外国の事例と比べると非常に特異な形態となっている。すなわち、農協中央会は、経済事業と信用事業をすべて行うことができるため、中央会の組織が肥大化し中央集権的な運営が不可避であり、また政府委嘱事業や政府を代行する事業を担当して農業・農村の発展に同伴しつつ共に成長した¹¹。2011年の農協協同組合法改訂法の主な内容は、農協中央会の事業を信用事業と経済事業に分離してこれらを二つの持株

8 チャン・ジョンイク「農協の現実と改革方向」369頁(クォン・ヨンゲン他19名『農業・農村の理解-21世紀農業・農村の再編戦略-』バクヨンリユル出版社、2006)

9 キム・ヒョンテ/ハ・ジョンラン/チャ・ヒョンソク『協同組合、本当にいい』プルンチシク、2012年、234頁。

10 日本の農業協同組合法第8条も韓国と同じように組合員に対する最大奉仕を目標としており営利活動を禁止している。

11 チン・フンボク/キム・ソンギ『最新 農業協同組合論』先進文化社、1990、244頁。

会社に移管し、また農協の構造改革に必要な資金について政府支援を受けることであった¹²。事業改編の方向は、協同組合のアイデンティティを維持しながら、市場経済を必要とする事業部分に持株会社制度を導入して専門性と効率性を強化する内容であった。とりわけ、中央会の信用事業部門は、現在の金融市場において最も適合的な構造である金融持株会社体制へと転換し、協同組合金融の限界を克服しようとするものであった。

2. 農協持株会社の出帆

1) 農協持株会社の登場

農協中央会は、2012年3月、農協経済持株会社と農協金融持株会社を設立¹³、両社の傘下に諸々の子会社をおき中央会の業務を移管するにしたがって、農協中央会の組織構造と運営が持株会社体制へと変更された¹⁴。農協中央会の組織と運営が持株会社体制に変わったということは、農協の歴史において明らかに画期的な変化として記録されるであろう。農協中央会が予定通り2017年までに経済事業

を経済持株会社へと移管する場合、農協中央会の全体構造は、完全に持株会社構造へと変更されるであろう¹⁵。

農協経済持株会社の子会社、または系列会社¹⁶としては、流通部門、製造部門、食品部門、その他の部門にわたって数多くの会社がある。またNH農協金融持株会社〔NHは農協のハングルアルファベット表記Nong-hyupの頭文字。記者。〕の子会社としては、NH農協銀行、NH農協生命、NH農協損害、NH農協証券、NH-C A資産運用、NH農協キャピタル、農協先物などがある¹⁷。農協金融持株会社は、銀行・保険・証券など金融業のほぼすべての業種において独立した子会社をおいており、総合金融機関としての性格をもっている。両持株会社の傘下にある子会社のうち、韓国証券取引所に上場された法人としては南海化学とNH農協証券などがある。

金融持株会社は米国とヨーロッパの金融機関の一般的形態となったが¹⁸、その理由は、経済を通じて総合金融サービスを提供し、世界的な金融市場における経済力向上のため

12 農協中央会の事業構造と形態を改編すべきであるという主張は、農協自体または農民団体、さらに政府や学界などにおいても持続的に提起された（ファン・イシク／チェ・グァンソク／チョウ・ヨンウォン前掲論文、43-48頁）。

13 農協持株会社の設立は、農業協同組合法に依拠して中央会を分割し新設法人を設立する方式ですすめられた。商法上の物的分割（商第530条の12）手続きを準用し、2012年3月2日、一日に二度にわたる分割手続きを通じて成立した。1次分割は、中央会の信用事業を分割して農協銀行を、共済事業を分割して農協生命と農協損害保険会社を設立し、中央会が銀行と保険会社の株式をすべて保有する方式であり、つづく2次分割は、1次分割によって保有した中央会の銀行、保険会社の株式と既存の子会社の株式を分割して、金融持株会社と経済持株会社を設立して、中央会が両持株会社の株式を保有する方式である。農協持株会社は、同年3月15日に公正取引委員会に持株会社申告をすることで、持株会社設立に関する手続きをすべて完了した。

14 農業協同組合法第134条の2第1項は、「農業経済と畜産経済に関連した事業およびその附帯事業」をする農協経済持株会社について規定し、同法第134条の3第1項は「信用事業、共済事業など金融事業」を行う農協金融持株会社について規定している。そして、農協金融持株会社の子会社として、農協銀行（第134条の4）、農協生命保険、農協損害保険（第135条の5）については別途規定している。

15 2011年改訂農業協同組合法附則第6条は、施行日から3年以内に販売・流通関連経済事業を農協経済持株会社に移管し、また5年以内に残りの経済事業すべてを移管することを規定している。

16 農協中央会（将来は農協経済持株会社になる）が単位協同組合や営農組合法人などと共に経済事業一体化のために組合共同事業法人を設立する場合、中央会が投資した持分比率によって子会社または系列会社となる。

17 農協経済持株会社とNH農協金融持株会社の子会社あるいは関係会社の類型と内容は農協のホームページ（www.nonghyup.com）で仔細に記述されている。

18 このように持株会社は、ヨーロッパや米国では一般的に許容されており、持株会社を禁止することは韓国と日本にのみ特有のものであったが、現在は持株会社が許容されている（村上政博『独占禁止法研究』弘文堂、1997、209頁）。

である¹⁹。こうした趨勢にしたがって、韓国においても2000年に金融持株会社制度を導入したが、期待されたほどの事業多角化と収益性改善効果はとくになかった²⁰。のみならず、過度な銀行偏重によって持株会社体制の長所である危険分散効果と規模の経済の実現や範囲の経済効果もあらわれれないと言う²¹。農協持株会社の場合、一般金融持株会社であらわれている副作用を最小化すべきである。しかし、農協持株会社は一般持株会社に比して、いくつかの問題点をもっている。

2) 農協持株会社の問題点と課題

農協中央会の所有・支配構造が持株会社体制にもとづいたものになるということは、効率性や透明性を重視する経済・経営面のみならず、農協法の構造と解釈においても相当多くの変化と葛藤をもたらす可能性がある。こうした変化は、農協の所有・支配構造において、順機能のみならず逆機能も招来するものと予想される。第一に予想される逆機能は、農協持株会社体制が農協の実質的主人である農業者の意思を反映できないというものである。農業持株会社体制は農協全体の所有・支配構造としてみると、農業者→地域農協→農協中央会→持株会社→子会社へと至る。こうなってしまうと、地域農協の出資者である農業者が最後の段階にある農協銀行のような子会社に対して自分の意思を反映させることが困難となるほかない²²。すなわち、地域農

協の出資者である組合員の出資を受けた農協中央会が持株会社を設立し、その持株会社がまた子会社を設立して運営する場合、農協中央会は保有している持分を通じて持株会社と子会社を監督して統制できるが、地域農協は持株会社と子会社の経営に対して監督や統制をしようといかなる手段も方法もない。そのうえ、農協中央会は、地域農協を支援する本来の役割よりも地域農協を支配しているのが実情であるため、地域農協は、持株会社はもちろん子会社に対しても、いかなる影響力であれ及ぼしうる位置にない。このように、農業者が農協の組織と運営において自分の意思を真っ当に反映できないということは、協同組合の基本精神に反する。農協持株会社とその子会社は、地域農協や農協組合員とほとんど無関係な組織として、協同組合の精神の具現化においていかなる寄与もなしえない。

第二の逆機能は、農協持株会社体制における中央会の役割の変質である。農協法の改訂によって、農協中央会の業務のうち信用事業と経済事業を農協持株会社体制へ完全に移管することになったが、この場合、教育事業と農業・農村を支援する事業のみが中央会の業務として残る。農協中央会は教育と支援事業のみを行うので、地域農協の連合体としての役割だけをもつことになるのである。従来の農協は、教育事業、経済事業、信用事業をすべて取扱っていたが、現在は教育事業と支援事業のみを取扱うため、教育、経済、信用事

19 キム・ヒョンシク「金融持株会社制度の問題点と改善方案」『企業法研究』第27巻第1号、2013. 3、177頁。

20 チョウ・ヘギョン「金融持株会社制度と支配構造」『金融持株会社体制に対する評価と対案』金融産業の正しい成長と金融公共性の確立のための討論会資料集（キム・キジュン議員室）、2012. 9、31頁。

21 チョウ・ヘギョン、前掲ディスカッションペーパー、34頁。

22 キム・ヒョンテ／ハ・ジョンラン／チャ・ヒョンソク前掲書、234頁。

業全体を合わせた一糸乱れぬ支援機能を期待しえない。反面、農協中央会は、農協経済持株会社と農協金融持株会社の持分を100%所有しているため、農協本来の機能を閑却して経済持株事業と金融持株事業に重きをおく、役割が転倒したような結果になってしまった。むしろ、最少出資者である地域農協と持株会社の子会社に至るまでの過程において、所有・支配構造が二段階さらに増え、非効率と責任所在の不透明性が増加する可能性もある。第三に、現在の農協持株会社体制は金産分離という国家政策に反し、農協金融持株会社や農協銀行などの上場を考慮すると、所有構造に問題がある。農協中央会が農協金融持株会社と農協経済持株会社の持分を100%もつことは、原則的に金融法の法理に反する。また、現行法上、許容される例外条項をいつまで維持すべきかという点も問題である。第四に、農協金融持株会社が農協法と金融持株会社法の適用を受ける場合、両法衝突の際これをどのように解決するかという問題である。実際、農協金融持株会社と農協銀行の運営による葛藤によって、会長が任期中に辞任した事例があり²³、農協銀行の農協中央会に対する低利貸出²⁴などのような現実的な問題としてあらわれている。

Ⅲ. 農協金融持株会社の特殊性

1. 農協持株会社の特殊性

1) 一般持株会社と金融持株会社

一般的に持株会社（Holding Company）とは、株式の所有を通じて国内会社の事業内容を支配することを主な事業とする会社をいう（独規2条1の2〔独規は独占規制及び公正取引に関する法律の略。記者。〕²⁵。企業支配を目的に所有する他会社の株式の帳簿価額が会社の総資産の100分の50以上でなければならない（独規2条2項）。持株会社は企業集団やコンツェルン等の企業結合関係において結合または支配・管理の手段として形成されるもので、企業結合の発展過程において様々な目的で形成された²⁶。持株会社は企業結合体の支配・管理機能を単一の機関に集中でき²⁷、持株会社の下に生産、販売およびサービスの提供等の事業のみに特化する、法人格が分離される子会社をおくことで、分社化を徹底し、各事業部門別経営管理と部門別担当者に大幅な権限移譲をすることで、分権的な経営の効果を得られるという長所がある²⁸。

持株会社は資産総額の半分以上を他の会社の株式で保有しているという点で、一般会社が他の会社の株式をもつこととは区別される。韓国の持株会社には、金融業と関連がな

23 2012年3月に出帆した農協金融持株会社は、2013年5月までに持株会社の会長が二度まで釈然としない理由で辞任し、金融機関において要求される組織の安定性に不安感を与えている。

24 農協金融持株会社の子会社である農協銀行が、昨年〔2012年。記者。〕3月、農協中央会を公共資金貸出取扱が可能な公共機関に該当しないのに公共機関とみなし、巨額の資金を、一般資金貸出に比して低い公共貸出金利で提供したところ、系列会社間に大規模な不良貸出がなされた事例。農協の信用事業と経済事業の分離原則にも違反する（国民日報、2013.7.17）。

25 クォン・オジュン『第7版 経済法』法文社、2009、215頁；シン・ヒョンユン『経済法』法文社、2006、183頁。

26 前田重行「持株会社法制の序説的考察」『現代企業・金融法の課題（下）』信山社、2001、831頁。

27 このため持株会社は企業結合に関係する複数の企業を統一的に管理する機関会社としての機能をもつ（前田重行「持株会社法制の序説的考察」『現代企業・金融法の課題（下）』信山社、2001、850頁）。

28 前田重行「持株会社法制の序説的考察」『現代企業・金融法の課題（下）』信山社、2001、851頁。

い一般持株会社と、金融業または保険業を経営する金融持株会社がある²⁹。一般持株会社は、公正取引委員会で規制し、金融持株会社は公正取引法以外にも金融持株会社法において特別に規制している。ここで金融持株会社とは、株式または持分の所有を通じて金融業を経営する会社、または金融業の経営と密接な関連がある会社を支配することを主な事業とする会社をいう（金持第2条1項〔金持は金融持株会社法の略。記者〕）。韓国では金融会社の大型化・兼業化趨勢にしたがって金融持株会社を規制する基本法として2000年10月、金融持株会社法を制定した。米国と日本でも金融持株会社に対しては、一般持株会社とは別途規制している。

2) 農協持株会社の特徴

農協中央会が、農協経済持株会社と農協金融持株会社を所有する形態は、他の持株会社の類型と比較するとき非常に特異である。なぜならば、韓国の場合、一般持株会社と金融持株会社のそれぞれを支配するものはあるが、両者すべてを支配するものはいないためである。現在、農協中央会が経済持株会社と

金融持株会社をともに所有しているため、両持株会社に適用される法理やその問題点はすべて農協法の会社にそのまま適用されうる。現行法上、農協中央会は、農業協同組合法によって設立された団体として遂行する業務（法第134条）が多様で、またその法的地位に対して特別規定をおいているため、特別問題となる内容がないようにみえる。しかし、農協中央会が両持株会社を支配している現実を会社法的視角からみるときは、中央会自体が持株会社と類似した地位³⁰を有する存在としてみることができると問題になりうる³¹。

現在、農協中央会は、従来、農協中央会が行っていた業務を遂行しながら、信用部門と経済部門を分離して農協経済持株会社と農協金融持株会社に移管している。農協中央会の業務のうち、信用部分は相互金融を除けばすべて農協金融持株会社に移管し、農協金融持株会社の子会社が各々の特性によって業務を管掌している。こうしてみると、農協経済持株会社と農協金融持株会社は、金融持株会社法で規制している中間持株会社³²と類似している。なぜならば、農協中央会が、農協経済持株会社と農協金融持株会社の持分を100%

29 一般持株会社と金融持株会社の重要な違いは次のとおりである。すなわち、第一に、持株会社の形態として、一般持株会社は、事業持株会社と純粋持株会社をともに設立できるが、金融持株会社は、子会社支配に関する業務のみ遂行する純粋持株会社のみを設立することができるという点、第二に、設立手続きにおいても、一般持株会社は設立後、公正取引委員会に対して事後申告のみであれば良いが、金融持株会社は設立前に金融委員会の事前承認を得なければならないという点、第三に、持株会社内の子会社相互間で信用供与が制限される点、また子会社以外の孫会社や曾孫会社の設立に関する点である。

30 農協中央会の業務中、相互金融部門と教育事業のような非収益部門の比重を低くみるとか別途分離するということを前提とする場合、中央会自体を独立した持株会社としてみるのが可能であろう。

31 現在、農協中央会は事業持株会社と類似しているが、中央会の業務のうち農業部門と畜産部門を2017年まで農協経済持株会社に完全に移管することになる場合、中央会自体が純粋持株会社と類似した形態の組織に変わることが予想される。

32 一般的に中間持株会社は、新規事業部分を総括する機能を担いつつ、危険を遮断する必要があるとき、または海外の現地法人のみを総括する組織として海外事業管理に関する専門能力を育成するとき有用な手段になりうる。中間持株会社は、持株会社の下にある別個の持株会社として、複雑な事業組織を効果的に支配しうる機構として評価されている。現在、韓国の公正取引法は、持株会社によって経済力が集中することを防止するために中間持株会社の設立を禁止している（公正取引法第8条の2第2項〔先に記者注記で示した「独占規制及び公正取引に関する法律」と同じ。正式略称が「公正取引法」。記者。〕）。

所有しており、また両持株会社は一部の子会社を除けば子会社の持分を100%所有しているためである。とくに農協金融持株会社は、子会社の所有と支配以外には自ら事業を遂行しない、純粹持株会社の形態で運営されている³³。

2. 農協中央会と農協金融持株会社の関係

1) 金産分離の原則

本来の意味からみると金産分離は、同一人による金融資本の所有制限、または金融資本と産業資本相互間の持分所有を制限することを意味する。これを、農協の金産分離という立場からみると、中央会のもつ事業を信用事業と経済事業に分離することを意味するのに対し、本来の意味での金産分離は、同一人による金融資本の所有制限、または金融資本と産業資本相互間が持分所有で連結されることを制限することを意味する。この点で両者には差異があるとみることができる。しかし、同一人が金融資本と産業資本をともに所有する場合、または金融資本と産業資本相互間が支配・従属関係で連結される場合に、金融業の健全性が毀損され不公正な取引が発生する憂慮によって両者を分離するというこ

は、大きな枠からみれば同一の結論に帰着しうる主題である³⁴。

金産分離³⁵は、一つの法律によって扱われたものではなく、銀行法、金融持株会社法³⁶、公正取引法等諸々の法律によって、同一人による金融資本の持分所有を制限するとか、金融資本と産業資本相互間の持分所有を制限する形態になっている。金産分離は、大きく見れば、産業資本による金融資本の所有制限と、金融資本による産業資本の所有制限に区別される。狭義では、産業資本が所有できる金融資本に限度を賦課するとか、一定の持分を超過するとき金融当局の事前承認を得るようにすることをいう³⁷。金産分離は、金融機関の私金庫化および金融機関を通じた企業拡張を防止するため、同一持株会社が金融子会社と非金融子会社を同時に所有することを禁止している³⁸。現行法上、産業資本による金融資本の所有制限は、銀行法と金融持株会社法において、同一人が銀行または銀行持株会社の議決権がある発行株式総数の100分の10を超過して、その株式を保有しえないように規制している（銀第15条1項、金持第8条1項）³⁹。

世界的に、銀行法については産業資本の所

33 現在、大規模企業集団（財閥）の支配構造に関する議論のうち、中間持株会社を導入すべきか否かも重要な課題として登場している。大規模企業集団において金融部分を管轄する別途の組織として中間持株会社を導入する場合、農協中央会の所有・支配構造が一つの良い先例となりうるであろう。

34 信経分離は、農協法の視角から信用事業と経済事業の分離をみたものであるのに対し、金産分離は、産業全体の視角から両者を分離することを考察する点で差異がある。農協法上、信用事業と経済事業の分離が完全に定着する場合、信経分離の問題は金産分離の問題に帰結しうるという点で、両者は類似の意味を有しているとみななければならない。

35 金産分離は文字通り「金」の金融資本と「産」の産業資本を分離しようという主張である。産業資本と金融資本間に壁をつくり、同一人が両者を同時に支配しえないようにすることが金産分離の核心的内容である。

36 金融持株会社法は、持株会社が支配する金融機関の形態によって、金融持株会社の類型を多様化し、重要な部分で規制を異にしている（第2条1項5号～6の4号）。同法は全国を営業区域とする銀行やこれを支配する金融持株会社を、一つ以上の金融機関を支配する銀行持株会社とその他の金融持株会社に区分した後、銀行持株会社株式の保有制限等（第8条）および非金融主力者の株式保有制限等（第8条の2）等で分けて規制している。

37 イ・サンジェ『銀行所有規制合理化方案』韓国金融研究院、2008、1頁。

38 シン・ヒョンユン前掲書、192頁。

39 ただし地方銀行と地方銀行持株会社については、保有限度を15%まで拡大している（銀第15条1項2号、金持第8条1項3号）。

有制限があるが、銀行以外の金融業についてはいかなる所有制限もないのが一般的である。韓国もこうした傾向にしたがって、銀行業を除いた保険業と証券業については産業資本による所有制限を認めない⁴⁰。そして、非金融主力者による銀行や銀行持株会社株式の所有を制限しているのも、産業資本から金融資本の独立性を確保するための措置である（銀第15条の2、金持第8条の2）。産業資本による銀行（銀行持株会社）の所有制限は、経済力の集中、利害衝突の可能性⁴¹、金融会社の健全性とシステム安定性、代理人費用と企業監視等において問題が発生することを防止するための措置である⁴²。そして、金融資本による産業資本の所有制限は、銀行法と保険業法において、他の会社の議決権がある発行株式総数の100分の15を超過する株式を保有しえないと規定する（銀第37条1項、保第109条）。銀行や保険会社に対する他の会社の株式所有の制限は、銀行や保険会社が当該金融機関の資金を利用して企業結合することを防止するためである。

2) 金産分離の例外

2011年、改訂農協法は、農協金融持株会社を金融持株会社法で認められる銀行持株会社とみなしているが（法第134条の3第3項）、同法の銀行持株会社株式の保有制限（金持第

8条）と非金融主力者の株式保有制限（金持第8条の2）に関する条項は適用されないとし、その例外を認めている（法第134条の3第4項）。のみならず、農協中央会が農協金融持株会社株式の100%を所有することに対して法的に特に問題が発生しないようにした。こうした例外は農協の特殊性を勘案し、農協金融持株会社が一つの金融機関として正しく定着できるようにする一時的な特惠とみることができる。しかし、農協金融持株会社がある程度競争力をもつようになる場合、農協という理由だけで永続的に例外認定を受けるとは容易ではないであろう。

農協中央会は従来、農協の非営利性をたてに多くの分野で特惠を受けてきており、また信経分離に至る過程においても特惠を受けたことは事実である。しかし、農協金融持株会社や農協経済持株会社は、厳然として商法が認定する会社と同一なので、特別待遇をする根拠が不十分である（法第134条の3第4項、134条の2第4項）。もちろん、農協銀行の業務と資金運用において農業者を優先するという点で、ある程度特殊性は認められるとみられる（法第134条の4）。しかし、市場経済体制では、同一の業種を行う者には同一の法規を適用することが公平で合理的である。農協中央会が、農協金融持株会社と農協経済持株会社の持分を100%所有する場合、金産分離

40 現在、韓国で活発に議論されている金産分離は、銀行よりも保険会社や証券会社のような第二金融圏に該当する金融会社が保有する産業資本の持分をいかに規制するか集中している。大企業集団（財閥）の系列会社となった保険会社や証券会社が、同一グループに属する会社の持分を所有した後、顧客の利益よりもグループオーナーまたはグループ自体のために、株主権を行使する憂慮があるためである。

41 両者間に利害関係の衝突が憂慮される具体的内容は、①銀行が産業資本の競争者に信用供与を制限するとか、系列企業に優待金融を提供する場合、②金融商品およびサービスと産業資本の製品を連携して販売する場合、③経営権維持のために、または系列所属企業が倒産の危機にあるときに、銀行資産を転用する場合、④銀行営業で得た私的情報を系列企業に提供する場合等がある。

42 イ・サンジェ前掲書、23-31頁。

されないときに生じる問題をいかに防止しうるかも、疑問である。結局、農協中央会は、短期的に農協金融持株会社の競争力を斟酌する方法を設けると同時に、長期的に金産分離問題にも対処しうる合理的な方法を設けるべきであろう。

IV. 農業協同組合法と金融持株会社法の衝突

1. 農協金融持株会社の法的現況と矛盾

農協金融持株会社は、農協法によって設立された会社であり、当然、農協法が適用されるが、金融持株会社であるため、金融持株会社に関する基本法である金融持株会社法も同時に適用される。この場合、農協法と金融持株会社法との間の矛盾と衝突がおりうる。なぜならば、農協法は原則的に非営利事業を目的に設立されるが、金融持株会社法は徹底して営利を目的として設立される、市場経済論理に立脚した資本主義を象徴する代表的法律であり、両者の追求する目的と価値観がまったく相異なるためである。たとえば、農協中央会が、農協金融持株会社または農協銀行等に対して名称使用料を徴収することは、純粋に農協法自体の問題である。すなわち、農協は組合員の協同のために設立され、組合員の利益のために運営されるべきだが、中央会が設立した持株会社である農協持株会社とその子会社である農業銀行が農協の名称を使用する際、使用料を徴収することに妥当性があるか否かという問題がある。また、農協金融持株会社に適用される農業協同組合法と金融持株会社法の論理が衝突する場合、これをいかに解決すべきであるかが問題になる。のみな

らず、農協中央会の役職員が農協持株会社の役員を兼任することは果して妥当であるかということも問題になる。

2. 農業協同組合法と金融持株会社法の衝突

農協金融持株会社は農協法によって設立された会社であるが、明文によって農協法で特に規定されたものを除いて、金融持株会社法の適用を受ける（法第134条の3第4項）。よって、中央会が農協金融持株会社に対して指導・監督権をもっている。すなわち、農協法第142条の2において、「中央会は中央会の子会社（農協経済持株会社および農協金融持株会社の子会社を含む）がその業務遂行時、中央会の会員および会員の組合員の利益に寄与しうるように、定款が定めるところによって指導・監督すべきであり、また中央会はこの指導・監督結果によって該当子会社に対して経営改善等必要な措置を要求できる」と規定している。農協金融持株会社は、農協中央会がその持株会社の持分を100%保有している中央会の子会社である。したがって、農協中央会が農協法によって農協金融持株会社に対しても指導・監督し、また経営改善等必要な措置を要求することは中央会の権利であり義務である。しかし、金融持株会社法は、金産分離原則によって、同一人が銀行持株会社の一定比率以上の持分を保有しえないようにしており、主要出資者が銀行持株会社に不当な影響力を行使しえないよう規定している（金持第8条、45条の4）。これは主要出資者が、銀行持株会社に対して不当な影響力を行使して、主要出資者が個人的利益を得ることを防止するため

である⁴³。金融持株会社法によれば、中央会が農協金融持株会社の持分を100%保有する株主であったとしても、持株会社の独立性と自律性を侵害する影響力の行使は厳格に禁止される。反面、農協法によれば、中央会は子会社に対する指導・監督と経営改善等、必要な措置を要求することが権利であり義務であるため持株会社の経営に深く関与できる。このように、農協法と金融持株会社法は互いに矛盾し抵触する性格を有している。2012年3月に出帆した農協金融持株会社の首脳部が相次いで辞任したことは、経営干渉によるものであり、これは農協法によれば農協中央会の指導・監督に該当するが、金融持株会社法によれば子会社に対する不当な経営干渉として許容しえないものになる。これは農協金融持株会社が、一方で金融持株会社法の適用を受け、他方で農協法の適用を受けることに由来し、当然、矛盾抵触する他ない構造的問題なのである。農協金融持株会社の独立性と自律性という側面では金融持株会社法を優先的に適用すべきだが、反面、農協中央会の権益を保護するためには中央会による指導と監督を認める農協法を優先的に適用すべきである。この過程で発生する問題をどのように解決すべきか。もちろん、同一内容に関して法律相互間の矛盾がある場合、特別法優先の原則や新法優先の原則によって処理することもできる。しかし、農協金融持株会社をめぐる農協法と金融持株会社法の衝突は、こうした原則

による解決が容易ではないものと考えられる。先述したように、こうした問題は、組合員のための非営利団体という農協の本質と、持株会社の範囲性と効率化を追求する持株会社の属性が互いに相容れないため発生する。これを解決しうる論理の開発がなければならぬだろう。

3. 役員兼任と責任問題

1) 役員兼任の許容可否

農協持株会社体制下において、農協中央会の役職員が農協持株会社の役員になりうるか、すなわち、役職員の兼任を許容するかが問題になる。一般的に、役員を兼任を禁止するのは役員を兼任する場合、兼任による利害衝突の問題が発生するためである。すなわち、特定の地位にある者が他の地位による利益を排することを防止するために兼任を禁止しているのである。したがって、兼任が相互間の利益を排斥しないのであれば、特に兼任を禁止する理由がないであろう。そのため、通常、兼任問題はこれを禁止する特別な規定がない限り⁴⁴、積極的に解釈し許容することが原則である。農協法は第133条で、「常任である役員と執行幹部および一般幹部職員は、職務と関連する営利を目的とする業務に従事できず、理事会が承認する場合を除いて他の職業に従事できない」と規定する。この規定は、農協中央会が非営利法人であり協同組合組織であることを勘案して、職務と関連

43 銀行法は大株主の不当な影響力行使の禁止（銀35条の4）と合わせて、銀行の大株主に対する信用供与限度等（商34条の2）を規定して、大株主の地位が乱用されることを防止している。先に見た農協銀行の農協中央会に対する巨額の貸出は、大株主に対する信用供与限度（自己資本25%）を超過したが、農業協同組合法附則（第14条）で5年間同条項の適用を猶予されたため、貸出自体が不法というわけではない。

44 独占禁止および公正取引に関する法律第7条第1項第2号は役員を兼任を禁止している。しかし銀行役員の場合、1998年1月13日、銀行法の全部改訂をして役員兼任禁止条項を削除した。

する営利活動を遂行できないようにしたものである。中央会役職員の他の職業従事の制限は、組合長（代表理事・会長・事業専門代表理事等）や理事の他の職業従事の制限と同じであるという見解もある⁴⁵。実際、2011年に進行した農協構造改編過程において、中央会常任役員が経済持株会社の役員に就任し得るかについて多くの議論があった⁴⁶。農協法第133条の立法趣旨を、中央会の役職員が職務と関連して農協外部において営利活動を行うことを禁止したものであると捉えるとき、前向きに解釈することも可能だ。なぜならば、農協中央会が農協持株会社の持分を100%保有しており、また農協持株会社を中央会の業務を承継した機構としてみると、農協体制内部の組織として考えることができるためである。しかし、この問題は、「農協中央会が100%持分を保有する子会社の場合は例外とする」、または「農協法によって設立された法人の場合は例外とする」と同内容をおく方式のように、立法的な整備が最も望ましい⁴⁷。

そして、農協金融持株会社の役員が、農協銀行など持株会社傘下の子会社の役員職を兼任できるかも問題になる。持株会社体制は、一つの事業部を独立した子会社とし運営するので、責任経営と効率経営という面で確実に長所がある。しかし、多数の子会社各々において必ず別途、役員を選任することになれ

ば、事実上、不必要な役員をおく費用と意思決定において副作用が発生する場合もありうる。金融持株会社法は、持株会社と子会社において役職員として兼職することを明文において認め（金持第39条第2項）、この問題を立法的に解決している。金融持株会社の役職員が子会社および孫会社の役員に就任しうるようにすることで、事実上、不必要な役員の任命を回避できるのみならず、組織の柔軟性およびグループ内会社間の緊密な経営協調を誘導できるという⁴⁸。

しかし、農協の場合、農協金融持株会社の役職員が子会社および孫会社の役員に就任しうるようにすることには問題がある。農協金融持株会社は、農協が100%出資する会社として、農協中央会の経営に対する指導と監督を受けるようになっている。その結果、農協中央会が監督権の行使として持株会社の経営に関与する場合、情実による農協銀行の不正貸出などの可能性がある⁴⁹。

2) 兼任理事の責任

一人の人物が二つ以上の会社において理事職を行っているとき、二つの会社の間で利害関係が衝突する事項を決定する場合は、ある一つの会社に法的な責任をとるべき状況に直面する可能性がある。自分が兼任している二つの会社間の取引が、一方には有利で他方に

45 イ・スンオン『農協法』法文社、2006、190-191頁。

46 役員は兼任は、主に中央会の常任委員が農協経済持株会社の役員を兼職しうるかについて、有権解釈機関である農食品部と共に集中的に議論したものと伝えられる。

47 役職員の兼任は、中央会と持株会社との意思疎通において重要な役割を遂行できる。もちろん、中央会は、持株会社の持分を100%保有する単一株主として、議決権と指導・監督権を通じて、自分の意思を伝達することが可能である。しかし、中央会と持株会社は法人格を異にする組織であるため、意思疎通に断絶が発生する可能性があり、また組織論理に陥って自分の組織の利益をあまりに押し出す場合がありうるためである。

48 キム・ウジン／イ・ゴンボン『金融持株会社の設立と運営』韓国金融研究院、2002、65頁。

49 前掲脚注23参照。

は不利な場合、その取引が商法上、自己取引（第398条）に該当するか、また兼任理事は損害を被った会社に対してどのような責任を負うかが頻繁に問題になる。

持株会社の役員が子会社の役員を兼任する場合、実質的に持株会社はグループ内で全体的な目標に符合する方向で子会社の運営を支配して誘導しうるであろう⁵⁰。子会社の理事は、持株会社に対する事実上の従属性によって、グループ全体の利益を優先して行動する可能性がある。子会社の利益とグループ全体の利益が一致する場合はいかなる問題もないであろう。しかし、両者の利益が衝突する場合、子会社の理事は法規範と経済的現実の間の矛盾に直面し葛藤する状況に陥ることになる。子会社の理事の利益衝突状況は、持株会社の地位が子会社の利益と衝突する場合に頻繁に発生する。

理事は会社に対して、善管注意義務と忠実義務を負うので、会社の利益のために最善に行動すべきことが会社法の基本的要請である。子会社の理事は、子会社の利益を優先する義務があるため（商第382条第2項）、もし持株会社の指示が子会社の利益を害するか、法令違反であることが明白であるならば、これを遂行してはならない⁵¹。とくに、

子会社の理事の責任と関連して、頻繁に議論されるのは持株会社と子会社の理事職をすべて担っている兼任理事の責任である。持株会社と子会社の理事職を兼任している理事は、両会社の利益を同時に追求すべき二重の義務をもっているといえる⁵²。兼任理事の場合、どちらを選択しても取引の公正性が疑われ、理事個人としてみて、ある会社に対する注意義務違反が問題になる素地があるときには、理事会の決議に参加しないことも一つの方法になりうる⁵³。金融持株会社法は、持株会社と子会社において役職員として兼職することを認めながら、第三者に対しては厳格な責任を賦課している⁵⁴。

4. 農協名称使用料の正当性

持株会社体制は、グループ全体の費用を削減するために持株会社の次元で経営管理、リスク管理、人事と法務、IRなど共通する部分の機能を遂行するケースが多い。こうした機能の遂行にともなう費用が、子会社支援のためのものであれば子会社に負担させるのが妥当である。しかし、税法上、共通費用を配賦できる場合を厳格に制限しており、また現実的に各々の費用を正確に算定することが容易ではない⁵⁵。こうして、持株会社は、子会社

50 キム・ヒョンテ／キム・ハクフン「子会社に対する実効的支配のための法的手段」322頁（キム・ゴンシク／ノ・ヒョクジュン編著『持株会社と法』小花、2005）

51 ノ・ヒョクジュン「持株会社関係における理事の義務と兼任理事」370頁（キム・ゴンシク／ノ・ヒョクジュン編著『持株会社と法』小花、2005）。

52 シン・ヒョンユン『企業結合法論』法文社、1999、318頁。

53 ノ・ヒョクジュン前掲論文、373頁。

54 金融持株会社法第39条第6項は、「金融持株会社と該当子会社等は、金融業の営為と関連して役職員の兼職に由来する利害衝突行為によって、顧客に損害を与える場合は、連帯して損害を賠償する責任がある」と規定する。ただし、①金融持株会社と該当子会社等が内部統制基準によって役職員の兼職に由来する利害衝突の発生可能性に対して相当な注意をする場合、または相当な注意をしたにも拘らずその損害がある場合、②顧客が取引当時、役職員の兼職による利害衝突行為という事実を知っていたかこれに同意した場合、③その他、金融持株会社と該当子会社等の責任に回付しえない事由によって損害が発生した場合には、その責任をおわない。

55 キム・ゴンシク／ノ・ヒョクジュン「持株会社の運営と会社法：総論的考察」310頁（同編著『持株会社と法』小花、2005）。

から得る配当以外にも、子会社に対するサービス業務の対価等、安定的な収益源を確保する必要がある。とくに、純粹持株会社の場合、主な収益源が子会社による配当なので、子会社の事業が不振で配当が期待できない場合、経営は困難に直面する。持株会社が、経営コンサルティング契約、ブランド使用契約を締結して、子会社からサービス業務の対価を受領する方法が注目されるのもまさにこのためである⁵⁶。韓国においても、ブランド使用料、コンサルティング料等の名目で、持株会社が子会社からサービス提供の対価を得る事例が少なくない。しかし、経営コンサルティング料やブランド使用料を得る場合、子会社の利益を犠牲にししながら、持株会社の利益を取る手段として悪用される憂慮がある⁵⁷。

2011年の改訂農協法は、中央会が、農協銀行など農協の名称を使用する営利法人に対して、営業収益または売上額の2.5%以内で名称使用料⁵⁸を得られるようにした（法第159条の2）。しかし、農協という名称は、農協法によって保護を受ける表示で（法第3条）、地域組合と中央会がともに共同で使用できる呼称である。一般的に、名称使用料は商号や商標のようなブランド使用価値に該当するもので、自分の努力と誠意によって獲得したブランドの使用の対価である。そして、農協という名称がブランドとしての経済的価値をも

つのは農協全体の努力によるものであるが、農協中央会のみが独占的にその価値を独占することは論理的に妥当性がない⁵⁹。もちろん、中央会が得た名称使用料は、会員組合と組合員に対する支援および指導事業の遂行に必要な財源として定め、その用途を制限している。しかし、農協中央会が金融持株会社から得る莫大な配当金でもって教育支援事業を継続する場合、農協の非効率性を改善できない可能性がある⁶⁰。中央会による支援および指導事業は、恣意的基準によって遂行される可能性もあり、またその際、配分をめぐる濫用と不正が介在するなど、副作用が生じる余地もある。農協の名称使用料をどの程度にすることが適正であるかということも問題となる。代価の公正性をめぐって論難になりうるので、法によって規定したからといって無条件に賦課するのではなく、論理的・現実的根拠を基礎に適正な金額を賦課すべきであろう。

V. 農協金融持株会社の改善課題

1. 金融機関としての効率性の向上

1) 株式会社的要素の導入

農協金融持株会社は、民主性を強調する協同組合と効率性を重視する営利会社という要請にしたがった、妥協の結果物である。協同組合は、資本主義経済の代表的企業形態であ

56 キム・ゴンシク／ノ・ヒョクジュン前掲論文、311頁。

57 キム・ゴンシク／ノ・ヒョクジュン前掲論文、312頁。

58 農協法で定めた名称使用料は、法的正確性において、いかなる意味を有しているかについても疑問である。農協という名称は、農協法によって独占的に使用し得る表示に過ぎない。農協という名称は商号や商標になりえないので、他人に対してその名称使用料を得るというのも理に合わない部分がある。税金の部分が問題となりうるが、もっとも望ましい方法は、株主に利益配当方式でその利益を還元する道を選択することである。

59 農業協同組合法において、明文上、中央会のみ名称使用料を得られるようにしたために違法とは言えないが、中央会のみその価値を独占することは正当性が十分でないと考えられる。

60 ファン・イシク／チェ・グァンソク／チョウ・ヨンウォン前掲論文、45頁。

る株式会社と比較して、補完的役割をする存在、ひいては代案的役割をする存在と考えられている。

協同組合は、組合員である利用者が所有する企業であり、組合員共同の利益を充足することを目的とする。協同組合は、資本ではなく人間が中心となる社会主義経済の概念が深く根を下ろしている組織であり、社会的弱者に属する組合員多数が参加してその収益を組合員に分配する、資本ではなく組合員である人間が中心となる団体である。しかし、株式会社は、投資者である株主が所有する企業であり、資本を投資した株主の利益を極大化することを目的とする。株式会社は、資本が中心となる団体として、資本によって会社が組織されその収益は出資者に分配される。

協同組合は、株式会社と基本的性格を異にするので、団体の組織と運営において差異があるのは当然である。株式会社は、会社の出資者である株主の数よりも各株主が保有する株式の比率によって議決権が付与される（商369条第1項）、資本が中心になる企業である。反対に、協同組合は、組合員の出資規模とは無関係に組合員各自に同一の議決権（農第26条）を付与し、人間が中心となる団体である。株式会社では株主になりうる資格と一人の株主の株式保有量、株式の譲渡等に対して制限をしないが、協同組合では組合員になりうる資格を限定し（法第19条）、各組合員が保有し得る持分の数（農第22条第2項、76条、91条、115条）、持分の譲渡等に対して

も制限している（農第23条第1項、107条第1項、112条第1項、161条）。

今日、世界各国で伝統的協同組合は、市場構造の変化、農産物の市場開放による農産物価格の下落、大型流通業との激しい競争体制等によって、各自各様、各国の経済的、社会的与件に沿って、生存と発展のため持続的に進化発展し諸々の形態に変化している⁶¹。新しいモデルの協同組合は、伝統的協同組合が露呈している問題点を改善する方法で運営されているが、その形態は各国の協同組合ごとに多様な姿をとっている。おおよそ、伝統モデルの協同組合の根本的問題点である資本調達限界は、協同組合の持分開放と共同投資を通じて、外部資金を積極的に誘致する方法で解決されている⁶²。伝統的な農業協同組合では、株式会社の要素を導入して問題点を解決しようとしている趨勢にある。

2) 民主性と効率性の調和

協同組合の組織と運営にあつて、民主性と効率性の調和は、農協のみならずすべての協同組合が解くべき課題である。先進各国の協同組合では、子会社の設立、業績評価制度と成果主義の導入、理事会の機能強化と組合員および理事に対する専門性の涵養、協同組合原則の柔軟な修正と変化等を通じて、この課題を克服しようとしている。民主性と効率性の関係は、ときには相反する価値として作用するため、どちらか一方を譲歩してこそ他方を達成できる困難な課題でもある。

61 チェ・ウォンビョン『協同組合論』農協中央会人材開発部、2011、219頁。

62 新しいモデルの協同組合としては、比例投資協同組合、組合員-投資者協同組合、新世代協同組合、非組合員投資協同組合、企業体所有協同組合等が代表的類型であるという（イム・ヨンソン「協同組合 原則と新しい所有権制度」、CEO Focus第179号、農村経済研究所、2007、23-28頁）。

2011年、農協法改訂によって農協金融持株会社を設立したのも、経営効率性の増進と責任経営を実現するための措置とみることができる。協同組合の改革方法のうち子会社を設立する方法は、資本調達に限界を克服すると同時に資本市場の評価と統制を得ようとするところに目的がある。こうした変化は、その間、農協中央会の問題点として指摘されてきた非効率と政治性を克服するための画期的な措置であることは間違いない。2011年の農協法改訂は、50余年間維持されてきた農協中央会の直営事業が子会社を通じた事業として改編され、農協中央会は会員組合と農業者の權益を代弁する本来の役割により忠実になることが期待される⁶³。

3) 農協金融持株会社の未来

農協の組織と運営において、民主性と効率性の調和は、組合員（会員）によって直接選出された組合長（会長）と専門経営者の関係をいかに設定するかによって左右される⁶⁴。これは、組合（中央会）内部の領域を超えて、組合（中央会）が出資した子会社の経営に組合長（会長）がどこまで影響力を行使できるかと関連する。

農協金融持株会社の独立性と責任経営は、協同組合と金融市場の観点からそれぞれ異なる。

前者の観点からは、農協中央会は金融持株会社持分の100%を保有する単一株主であり、また農協の公共的な性格を勘案するとき、農協中央会が巨額の名称使用料をもらい受けることにある程度正当性がある⁶⁵。反対に後者の観点は、農協金融が将来、民間金融会社と競争しようとするならば、農協の特殊性に依存するのではなく、金融会社として普遍性を備えなければならないと要求する。農協中央会が信経分離をした以上、農協金融も他の民間金融会社と無限に競争をしなければならない現実を考慮するとき、協同組合の公共性を主張する視角は不安定で時代遅れの思考といえる⁶⁶。

農協金融持株会社の未来像は、農協金融が金融持株会社を選択した理由から解答を得られる。先進各国が農協協同組合の歴史においてそうであったように、伝統的銀行事業の収益性鈍化と銀行事業とその他非銀行金融事業の統合の要請に応じたのである⁶⁷。農協金融持株会社の望ましい未来像は「民主性から効率性へ」という言葉に要約できる。

2. 農協金融持株会社の開放と農協の保護

1) 農協金融持株会社の開放

農協が農協金融持株会社体制を導入した結果、農協銀行や農協保険は一般市中銀行や保

63 チェ・ウォンピョン前掲書、202頁。

64 農協中央会長と地域組合長の選挙と関連して、直選制による選挙を意識した政治的意思決定を最小化するために、直選制のかわりに代議員会で選出する間接制方式が望ましいという（ファン・イシク／チェ・グァンソク／チョウ・ヨンウォン前掲書、32-36、38-41頁）。

65 しかし、農協中央会が、農協銀行など金融系列会社を「お金をうまく儲ける小さな息子」として考え私金庫化したり、中央会長などが民主的正当性をもっているからといって、金融系列会社の人びとに不適切に介入したりする場合は、農協金融持株会社体制は失敗に終わる公算が増えるであろう。

66 しかし、農協金融持株会社が独立した会社になったからといって、他の民間金融会社と同一に営利性の追求をほぼ唯一の目標として金融業を営為する場合は、果たして協同組合の長兄に該当する「農協」という名称を使用することが正当であるかについて、根本的な懐疑に陥る可能性もある。

67 ソン・ドゥハン／キム・ユソプ「国内金融持株会社 比較、評価」、CEO Focus第259号、2010.12、1-2頁。

險会社と異なるところがなくなった。もちろん、農協法など多数の法令で一定の事項に対して例外を認定しているが、いつかは同種業界の他会社と同じ取り扱いを受けなければならないだろう。農協銀行や農協保険が実質的に営利法人として活動しながら、他会社よりも優待を受けることは衡平性に反する。

一般的に協同組合組織の最も大きな問題点は、資本調達に限界があるということである⁶⁸。協同組合は資本ではない人間中心の組織であるため、資本力が脆弱な人間も組合員になることができる。韓国の農協も、基本組織である地域農協の場合、経済力が脆弱な農業者のみ組合員になりうるため、資本調達に限界をもたざるをえない構造になっている。従来は農協に資金が不足して政府から補助を受けこれを解決しても、情緒的反感を除けば、特別な問題はなかった。しかし、農協中央会が信用事業を農協金融持株会社へ移管した以上、農協の特殊性を押し出して政府の補助を受けることは、かつてよりもはるかに難しくなるほかない。なぜならば、農協銀行や農協保険は民間企業と類似の企業であるため、農協という名称を使用するからといって政府が無条件に特別、保護することはできないからである。そうであれば、農協銀行や農協保険が、中小金融機関のM&Aなど事業拡張に資金が必要であるとか金融機関の特殊性によって資本の拡充が要求されるとき、これ

をどのように解決するかが問題である。

協同組合から所有権と統制権を外部の出資者に与えることなく、いかにして資本を調達し新しい領域へと多角化するかを解決しなければならない⁶⁹。農協中央会が信用事業を金融持株会社に移管することで外部資本調達が容易になった⁷⁰。農協金融持株会社や農協銀行が外部から資金を調達する場合、これらを資本市場に上場して市場において資本を調達する方法が議論されるであろう。企業上場がもつ最も大きな効果は、市場を通じて不特定多数の人びとから資本を調達しながら、それとともに市場を通じた監視と牽制を受けて、経営の透明性を高めることができるところにある。

農協法上、農協中央会のみが金融持株会社の株主になっているのは、非上場を前提にした措置とみなしなければならない（第134条の3第4項）。農協金融持株会社や農協銀行を上場する場合、莫大な上場差益の発生が予想され⁷¹、それによる利益の分配と経営権保護の問題が台頭する。農協金融持株会社や農協銀行の上場は、資本調達の必要性のみならず経済力強化と透明性向上という要請にしたがったものである⁷²。農協中央会が金融持株会社を支配するためにすべての持分をもっていることは、長期的に農協自体にも効果的ではない。金融持株会社が収益をあげることに、出資資産の投資価値を向上させる場とし

68 ファン・イシク/チェ・グァンソク/チョウ・ヨンウォン前掲論文、18頁。

69 ジョンストン・バーチャル（チャン・ジョンイク訳）『協同組合運動』トゥルニョク、2003、336頁。

70 ファン・イシク/チェ・グァンソク/チョウ・ヨンウォン前掲論文、46頁。

71 農協中央会の信用事業は、その間、蓄積した無形資産、所有権が分配されない共同資産などが多く、上場する場合上場差益が大きい可能性がある（ファン・イシク/チェ・グァンソク/チョウ・ヨンウォン前掲論文、48頁）。

72 政府では、農協中央会と性格を異にしているが、大規模公的企業に対して民営化と上場するように誘導する方法論で、「公的企業の経営構造改善および民営化に関する法律」を制定し運営している。公的企業の民営化は、政府の規制を縮小し、専門経営者による責任経営体制を導入し、また経営の効率性を向上させる効果などがある。

での位相を設定することが重要である⁷³。現在としては農協金融持株会社や農協銀行の上場について例外が認められるが、金産分離の原則によって中央会による持分保有が制限される場合、上場する他ない⁷⁴。

2) 農協金融持株会社等の保護

農協金融持株会社または農協銀行は、外国資本がまったくない純粋な国内資本で運営されている⁷⁵。農協は信用事業で発生した利益を経済・教育支援事業に投資している。従来、農協中央会は、農協が非営利団体であり農業者を補助するという名目で政府から直接・間接的に支援を受けながら、信用事業を運営していた。2012年に農協金融持株会社が出帆するときにも、農協銀行のBIS比率等を勘案して政府から多くの恩恵を受けた。しかし、農協中央会の業務構成や業務遂行方式は、望ましい農協の姿とは相当な水準で乖離がある。農協中央会が、信用部門と経済部門を分離したのもこうした問題を解決するためのものである。農協金融持株会社が出帆した以降においても、農協の理念と理想を前面に出しながら引き続き特別待遇を要求するならば、農協の改革はもうこれ以上意味がない。

農協金融持株会社や農協銀行は、現在よりもさらに競争力と透明性を高めなければならない。農協の信用部分における競争力向上と

透明性確保は、外部に開放して市場から監視と牽制を受けるようにすることで可能になる。農協の開放は、農協の特殊性を勘案しても十分に検討する価値がある内容であるため、これに備える姿勢が必要である。農協金融持株会社や農協銀行が開放される場合、これらの経営権をどのように維持して保護するか、憂慮される事項である。しかし、農協金融持株会社を開放するものの、農協中央会が保有する持分のうち相当量を地域組合に移譲するならば、経営権の保護にとって特別な問題にならないであろう⁷⁶。これは、農協法の趣旨にも符合し、また中央会が保有するのと特に差異がないため、農協金融持株会社の開放に備えうる有力な手段となりうる。

VI. 結論

農協金融持株会社は、農協改革の産物として登場したが、経済力のある金融機関として生存し発展するためには、少なくない課題をかかえている。このように、農協金融持株会社体制は変化の過程の中にあるため、現実的に組織の運営・成果の面のみならず、これをめぐる制度・法理の面でも否定的な側面を多く露呈している。

農協金融持株会社の法理的葛藤は、単に、適用される法律相互間の衝突を意味するだけではない。すなわち、農協金融持株会社を規

73 ファン・イシク／チェ・グァンソク／チョウ・ヨンウォン前掲論文、47頁。

74 農協法上、金融持株会社の出資者になりうる者として中央会のみ限定していないので、機関投資家など外部者が出資者になりうるものと考えられる。

75 国内市中銀行の大部分は外国人保有持分率において70%ないし80%に達しているため、所有構造の面からみると国内銀行とみることが難しい面がある。銀行業の特殊性を勘案すると、内国人の株式保有比率がより高くなければならないという主張がある程度説得力をもつものと理解される。

76 たとえば、農協金融持株会社に対して、他の金融持株会社と同じように、同一人による株式所有を制限するとしても、地域組合が多数の株式を保有するようになれば、実質は中央会が保有するのと同じでありながら、法上の制限規制を回避しうる方法になりうる。

律する農協協同組合法と金融持株会社法の衝突は、法的葛藤を超えて農協金融をみる思想的・理念的根拠を異にする、二つの相反する要請が対立するところに由来する。一つは、農協金融持株会社を協同組合の一員として理解し、ある程度公共性を認める現実論に根拠をおいた主張であり、もう一つは、市場で競争しなければならない金融機関の一員として理解し、他の金融機関との差別性をなくそうという理想論に根拠をおいた主張である。しかし、農協金融持株会社に転換して以降、電算障害や人事騒動、収益性の悪化など農協の金融構造自体の矛盾があらわれている。これは、農協金融持株会社が商法上の一般持株会社と同じ効用をもっていないことを反映している。

農協金融持株会社は、特別法である農業協同組合法に根拠をおいて設立された持株会社であるため、農業協同組合法の規律対象になることは当然である。農協金融持株会社は金融持株会社として活動する存在であるため、農業協同組合法で定めたいくつかの例外を除いて、金融持株会社法の適用を受ける金融機関である。農協金融持株会社を規律する二つの法律である農業協同組合法と金融持株会社法の法理的葛藤をどのように解決し克服できるかは、農業協同組合の基本精神に忠実でありながら持株会社の専門性と効率性を極大化するところにかかっている。農協金融持株会社の改革は、持株会社の持分権を元の主人である地域組合等に返しながらも可能で、かつ、市場の監視と統制を受ける方向に進まなければならない。農協金融持株会社の開放が、協同組合の致命的な短所である資本調達

の限界を克服できるようにし、同時に金融市場の一員として参加し市場の監視と統制を受けられるようにすることで、農協本来の機能と持株会社制度の長所を適切に発揮できるようにすべきである。

I. 単行本

- ・クォン・オスン『第7版 経済法』法文社、2009
- ・キム・ゴンシク『会社法研究 I』小花、2011
- ・キム・ウジン、イ・ゴンボン『金融持株会社の設立と運営』韓国金融研究院、2002
- ・キム・ヒョンテ、ハ・ジョンラン、チャ・ヒョンソク『協同組合、本当にいい』プルンチシク、2012年
- ・農林水産食品部『農協中央会の事業および支配構造の改編 白書（本巻）』、2012
- ・シン・ヒョンユン『企業結合法論』法文社、1999
- ・シン・ヒョンユン『経済法』法文社、2006
- ・イ・ドンウォン『持株会社』セチャン出版社、2001
- ・イ・サンジェ『銀行所有規制合理化方案』韓国金融研究院、2008
- ・イ・スンオン『農協法』法文社、2006
- ・イ・ファソン『持株会社の経営戦略』韓国学術情報(株)、2007
- ・チン・フンボク、キム・ソング『最新 農業協同組合論』先進文化社、1990
- ・ジョンストン・バーチャル(チャン・ジョンイク訳)『協同組合運動』トゥルニョク、2003
- ・チェ・ウォンビョン『協同組合論』農協中央会人材開発部、2011
- ・ファン・グンス『持株会社の法理』韓国学術情報(株)、2006
- ・村上政博『独占禁止法研究』弘文堂、1997

II. 研究論文

- ・キム・ゴンシク、ノ・ヒョクジュン「持株会社の運営と会社法：総論的考察」、同編著『持株会社と法』小花、2005
- ・キム・ヒョンシク「金融持株会社制度の問題点と改善方案」『企業法研究』第27巻第1、2013. 3
- ・キム・ヒョンテ、キム・ハクフン「子会社に対する実効的支配のための法的手段」、キム・ゴンシク、ノ・ヒョクジュン編著『持株会社と法』小花、2005
- ・ノ・ヒョクジュン「持株会社関係における理事の義務と兼任理事」、キム・ゴンシク、ノ・ヒョクジュン編著『持株会社と法』小花、2005
- ・パク・ソング、ファン・イシク「協同組合の支配構造 改善方向」、韓国農村経済研究院、2009
- ・ソン・ドゥハン、キム・ユソプ「国内金融持株会社比較、評価」、CEO Focus第259号、2010
- ・チャン・ジョンイク「農協の現実と改革方向」、クォン・ヨングン他19人『農業・農村の理解－21世紀農業・農村の再編戦略－』パクヨリユル出版社、2006
- ・チョウ・ヘギョン「金融持株会社制度と支配構造」、『金

融持株会社体制に対する評価と対案』、金融産業の正しい成長と金融公共性の確立のための討論会資料集(キム・キジュン議員室)、2012. 9

- ・ファン・イシク、チュ・グァンソク、チョウ・ヨンウォン「農業協同組合先進化方案の研究」、韓国農村経済研究院、2009
- ・ファン・スンヨプ、「現行持株会社制度の問題点と改善方案」、『サンジャンヒョプ』48号、2003
- ・前田重行、「持株会社法制に関する序説的考察」、『現代企業・金融法の課題（下）』、信山社、2001

解題

2011年3月に韓国において「農業協同組合法」が改訂され、それにもとづいて韓国農協中央会の組織改編がなされた。農協中央会の信用事業・経済事業の肥大化が長年懸案となってきた。この法改正により、両事業を分離して農協中央会傘下の持株会社（農協金融持株会社・農協経済持株会社）とすることとなった。

ところで、2012年には「協同組合基本法」が制定されている。協同組合の設立手続きが大幅に簡素化されたことにより、以後、韓国において、都市・農村にかかわらず数多くの協同組合が設立され、新たな協同組合運動が展開されている。協同組合の理念が、改めて注目を集めているといえる。「農業協同組合法」の改訂と農協中央会の組織改編は、協同組合の理念とのかかわりにおいて、改めて評価の組上に上ることとなったといえる。

他方で、組織改編の手法として持株会社という形態、とりわけ金融持株会社という形態を選択したことから、「農業協同組合法」と「金融持株会社法」との関係が問題とならざるをえなくなった。「金融持株会社法」は、2000年に制定された。その後、2009年に規制緩和を通じた競争力向上という目的から、「金産分離」原則に関する条項が緩和されている。しかし、財閥へのさらなる資本集中を招き、また金融グループの経営健全性を悪化させたことから、2013年の改訂により、「金産分離」に関する条項が厳格化されている^注。農協中央会傘下の2つの持株会社という組織形態は、近年のこの政策方針と背馳するものとなりかねない。

組合員共同の利益追求を目的とする非営利組織としての協同組合と、利潤追求を目的とする企業（株式会社）とは、組織原理を異にしている。協同組合と「社会主義」との関係は論争的な論点であるが、金永均・崔興銀両氏はこの論文の中で、「社会主義経済」という用語を用いて両者の違いを際立たせている。他方で、「金融持株会社法」は、市場の健全性を維持するという目的で、市場における競争＝利益追求に関するルールを定めたものであり、この観点からすると、農協中央会傘下の持株会社において組織形態・

注 この点は、(韓国)国家法令情報センター website「金融持株会社法」制定・改訂理由のページを参照した(2016年1月15日)。
<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=143024&ancYd=20130813&ancNo=12099&efYd=20140214&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>

運営上の懸案が生じることになる。

両法のあいだの矛盾は、「農業協同組合法」改訂に際しては、その「非営利性」や「公共性」を根拠として農協を例外として扱うことで処理された。農協中央会は、法律上の特惠を受けたといえる。しかし、実際の運営が始まる中で、そうした例外的特惠を特惠のままにおいておくことが困難となる局面が生じてきた。

金永均・崔興銀両氏によるこの論文は、主として、両法のあいだの矛盾対立関係を法学の視点から分析をしている。その際に、2011年3月以降に実際に起きた出来事（農協金融持株会社社長の辞任、農協銀行による不透明な低利融資）をふまえて論点を提示している点で、興味深い内容となっている。また、農協中央会が保有する農協金融持株会社の株式の相当量を地域組合に移譲する、という提言は、両法の矛盾対立を乗り越える手法として傾聴に値すると考える。

最後に、執筆者について簡単に紹介する。金永均氏は、慶北大学校大学院法学科博士課程を修了（法学博士）され、現在は、大眞大学校社会科学大学法学科教授を務めておられる。株式会社監査制度が専門分野である。崔興銀氏は、大眞大学校大学院法学科博士課程を、農業協同組合法に関する研究で修了され（法学博士）、現在は、京畿道楊州市にある農業協同組合に勤務しておられる。翻訳を快諾して下さったお二人の先生に、改めてお礼を申し上げたい。また、翻訳論文の転載を許可して下さった『法学論攷』編集委員会にもお礼を申し上げる。

（文責：松本武祝）